OECD加盟国（37ヵ国）における付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の比較

（2026年１月現在）

○　日本の標準税率は、付加価値税を有するOECD加盟国37ヵ国のうち、34位（下から４番目）。
（参考）上記37ヵ国における食料品に対する適用税率の平均は8.3%。

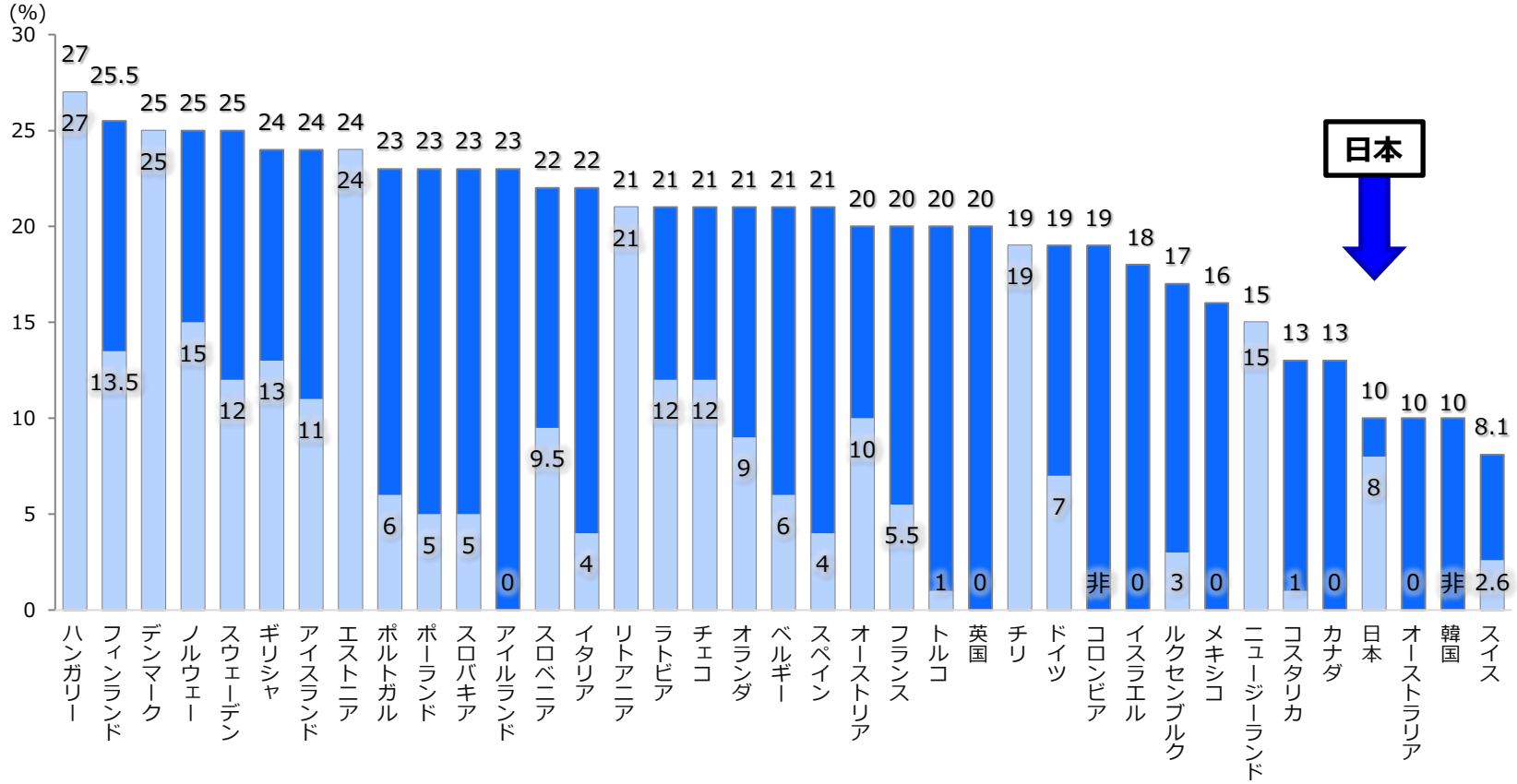

（備考）上記は、原則的な取扱いを示したもの。なお、軽減税率・ゼロ税率の適用及び非課税対象とされる食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品の種類によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。
（注１）上記中、 ■ が食料品に係る適用税率である。「０」と記載のある国は、食料品についてゼロ税率が適用される国である。「非」と記載のある国は、食料品が非課税対象となる国である。食料品に対する適用税率の平均については、非課税は０％であるとして計算している。
（注２）日本については、10%（標準税率）のうち2.2%、８％（軽減税率）のうち1.76%は地方消費税（地方税）である。
（注３）EC指令においては、標準税率は15%以上とすることが求められている。
（注４）イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャについては2025年７月１日現在の情報。
（注５）カナダについては、①連邦税としての付加価値税のみ課されている州、②連邦付加価値税に加えて、州税としての小売売上税も課されている州、③連邦・州共通の税としての付加価値税が課されている州が存在。なお、表中では③の類型であるオンタリオ州の税率を記載（連邦・州共通の付加価値税13%（うち州税８％））。
（注６）米国では、連邦における付加価値税は存在しないが、州等による地方税として、事業者が消費者に販売する段階で課税を行う小売売上税が存在する場合がある（例：ニューヨーク市の場合 8.875%）。
（出典）OECD資料、欧州委員会及び各国政府ホームページ、IBFD等。